

忘れていませんか？

第3子以降多子世帯就学助成金の支給について

富良野市では、小学校に入学される、第3子以降のお子さんを対象とした就学助成金を支給します。

1 助成金を受け取ることができる方

富良野市に住所を有し、市内小学校の第1学年に就学する第3子以降を養育（扶養）する保護者。

第3子以降の子とは？

3人以上の子（父又は母の前配偶者との間に生まれた子及び養子を含み、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育（扶養）している世帯で3番目以降の子（養子を含む）をいいます。

2 助成金の額

支給対象児童1人につき、50,000円

3 申請の手続き

(1) 申請書の提出について

添付の就学助成金支給申請書に必要事項を記入し、富良野市教育委員会学校教育課（富良野市若松町5番10号 図書館3階）に提出してください。

(2) 受付期間

平成29年5月31日（水）まで

※受付期間を過ぎますと支給できませんので、必ず期日までに申請願います。

4 支給時期・支給方法

指定された保護者の口座に平成29年6月下旬から7月上旬に振り込みます。

<本件に関する問い合わせ先>

富良野市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 0167-39-2320